

○北海道警察生活安全特別捜査隊運営規程

北海道警察本部訓令第4号

平成3年4月1日

改正 平成4年8月31日警察本部訓令第20号、5年9月24日第10号、7年3月24日第6号、27年3月24日第12号、29年3月17日第11号、令和元年5月17日第13号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 勤務体制（第9条）
- 第3章 応援派遣（第10条・第11条）
- 第4章 補則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全特別捜査隊（以下「生活安全特別捜査隊」という。）の運営に関しては、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第3号）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（活動区域）

第2条 生活安全特別捜査隊の通常における活動区域は、札幌方面各警察署の管轄区域とする。

2 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「課長」という。）は、捜査及び調査並びにこれらに付随する活動（以下「捜査等」という。）のため必要があると認めるときは、前項の活動区域以外の区域において生活安全特別捜査隊を活動させることができる。

（任務）

第3条 生活安全特別捜査隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重要特異な生活安全関係事犯の捜査
- (2) 集団捜査力又は機動力を要する生活安全関係事犯の捜査
- (3) 人身安全関連事案の安全対策及び取締り
- (4) 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の情報収集及び分析並びに取締り
- (5) その他特命事項の捜査等

2 生活安全部長は、捜査本部設置事件の捜査その他必要があると認めるときは、課長に特別の任務を命ずることができる。

（課長の責務）

第4条 課長は、捜査等に用いる資料及び情報の共有について、関係所属長と緊密な連携を保持し、適正かつ効率的な生活安全特別捜査隊の運営に努めるものとする。

2 課長は、生活安全特別捜査隊の運営に当たっては、捜査等が効果的に行われるよう、隊員の配置、運用、指揮監督、指導教養及び業務管理を適切に行わなければならない。

(隊員の選任)

第5条 生活安全特別捜査隊の隊員（以下「隊員」という。）は、体力、気力に優れ、かつ、生活安全関係事犯捜査に適性を有する者のうちから選任するものとする。

(服務)

第6条 隊員の服務要領その他服務の細目は、別に定める。

(隊旗)

第7条 生活安全特別捜査隊に隊旗を備え付ける。

2 隊旗の制式は、付図1のとおりとする。

(腕章)

第8条 隊員は、必要に応じ、私服に生活安全特別捜査隊を表示する腕章を用いることができる。

2 腕章の形状は、付図2のとおりとする。

第2章 勤務体制

(勤務制)

第9条 生活安全特別捜査隊の勤務制は、別に定める。

第3章 応援派遣

(応援要請)

第10条 所属長は、捜査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、課長に生活安全特別捜査隊の応援派遣を要請することができる。

- (1) 要請理由
- (2) 派遣期間
- (3) 派遣場所
- (4) 必要人員
- (5) 装備資機材の種別及び数量
- (6) その他必要な事項

(出動時の指揮)

第11条 生活安全特別捜査隊が前条の規定による応援派遣の要請を受けて出動したときの指揮は、当該応援派遣先の所属長が行うものとする。ただし、必要がある場合は、生活安全部長が指揮するものとする。

2 前項の指揮は、事犯の概要、捜査方針、主要任務、服務要領その他必要な事項を明確にして行うものとする。

第4章 補則

(細目等の制定)

第12条 生活安全部長は、この訓令の実施に関し、必要な細目を定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察文書管理規程（昭和44年北海道警察本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成4年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成4年8月31日から施行し、平成4年8月9日から適用する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成7年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和元年5月17日から施行する。

付図1（第7条関係）

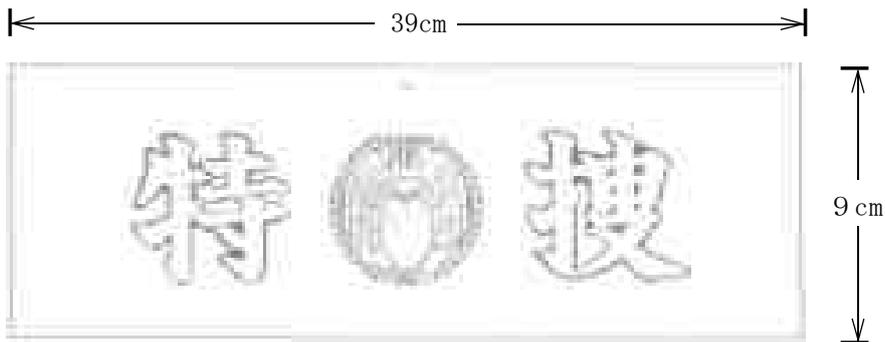
北海道警察生活安全特別捜査隊旗



- 注1 地色は、紺色無地染めとする。
- 2 文字は、金色糸刺しゅうとする。
- 3 旭日章は、金色とする。
- 4 エゾシマフクロウは、茶色と黒色の色彩とする。
- 5 フレンジは、金茶色四段七宝編み、金茶色飾り房付き及び5分幅金色モール付きとする。

付図2（第8条関係）

北海道警察生活安全特別捜査隊腕章



- 注1 地色は、紺色とする。
- 2 文字は、金色糸刺しゅうとする。
- 3 マークは、エゾシマフクロウ及びアルファベットを銀色糸刺しゅう、エゾシマフクロウの目を赤色糸刺しゅう、月桂樹を金色糸刺しゅうとする。